

## 保護者の方からのよくある質問（FAQ）

---

### ◆就労証明書について

Q：所得がない場合、就労と認められないとあるが、金額がいくら以上という条件はあるのか？

A：所得金額が確認できれば金額の条件はありません。

Q：就労証明書の「※留意事項」に、源泉徴収票の写しの提出でも可能と書いてある。源泉徴収票の写しでもよいか？

A：「※留意事項」のただし書で「(新規入所者は就労証明書が必要となります。)(新規申請も含まれる)としておりますので、源泉徴収票の写しは不可となります。なお、来年度の継続申請時には、前年から継続して同事業所の正規職員として就労されている場合は、源泉徴収票の写しでも可能です。

### ◆就労要件について

Q：就労要件は父親だけでよいか？

A：母親も就労等保育の要件が必要となります。詳しくは保育要件をご確認ください。

Q：就労状況が週3日、1日5時間の場合認定はしてもらえるか？

A：月15日以上、1日4時間以上の就労が必要です。月60時間以上ではないので、この場合認定することはできません。

Q：就労契約が月15日以上、1日4時間以上だが、4月と5月の勤務日数が15日以上なかったが、この場合2号認定はされないか。

A：就労の勤務契約内容が、月15日以上、1日4時間以上であれば保育認定はされます。

申請時に何らかの事情により、月15日以上の上の就労ができなかった場合で、就労証明書に不備がある場合は、後ほど就労証明書の再提出をお願いしています。

Q：現在の勤務状況は月15日以上ないが、認定を受ければ勤務日数が増やす予定でいる。この場合2号認定はされないか。

A：求職活動中で申請し、2号認定を受けることができます。なお、勤務契約の変更後、変更申請を提出していただく必要があります。

### ◆申請書について

Q：入所開始予定日は2歳から入っているが、いつ時点を記入するのか？

A：2歳からの入所日を記入してください。

Q：入所開始予定日は、満3歳の4月17日から入所した場合、何日と記入するのか？

A：平成31年04月17日と記入してください。

Q：父親と別居しており、父親の住所が津島市にない場合、申請者の名前はどのようなほうがよいのか？

A：子どもの住民票がある市町村で認定を受ける必要があるため、この場合は母親の名前で申請をしてください。認定変更しない限りはそのままでも可

Q：別居していた父親が申請後津島市に転入した場合、保護者の切り替え手続き等はどのようなほうがよいのか？

A：特に変更していただく必要はありませんが、変更を希望される場合は、変更申請書の提出が必要になります。

Q：新1号申請書に自筆の場合、印不要と書かれているが、記入例（市が用意した）には「押印してください」と書いてある。どうゆうことか？

A：市に直接来庁いただき、直接ご記入いただく場合の印の押印は不要としておりますが、園（施設）代理受領の場合は本人である確認ができないため、押印が必要です。

Q：保育の就労要件は満たしているが、現在預かり保育の利用状況は月に1回程度であるがこの場合でも保育認定は受けることができるのか？

A：就労要件を満たしていれば保育認定を申請していただき、認定を受けることができます。また、預かり保育の利用の頻度に関係なく、1日450円上限、月11,300円上限で無償化の対象となります。

Q：保育2号認定を受けて認定こども園に入所している、新2号認定へ変更することはできないのか？

A：新2号へ変更はすることができます。変更申請書の提出が必要です。